

加古川市立公民館における公共的団体の認定に関する内規

令和元年11月26日

教育指導部長決定

(趣旨)

第1条 この内規は、加古川市立公民館の使用料の減免取扱要綱（令和元年11月1日教育指導部長決定。以下「減免取扱要綱」という。）第4条に規定する公共的団体の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(不特定多数の者の利益を目的とした活動)

第2条 不特定多数の者の利益を目的とした活動とは、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 青少年の健全育成、スポーツや文化の振興、地域の学びを支える人材の育成支援その他教育の振興又は社会教育の推進等を目的とした活動
- (2) 高齢者、障がい者、子ども及び生活困窮者等の支援その他地域福祉又は社会福祉の増進等を目的とした活動
- (3) まちづくりの推進、地域経済の活性化、地域防災・防犯の推進その他行政課題又は地域課題の解決等を目的とした活動

(特例団体)

第3条 この内規において「特例団体」とは、平成29年度から令和元年度まで継続して活動実績を有する団体であって、加古川市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和元年教育委員会規則第5号）による改正前の加古川市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定により社会教育団体、公共的団体等として全額減免を受けている団体のうち、教育委員会が減免取扱要綱第4条第2号から第5号までに掲げるその他これらに類する団体に該当するものとして認定する団体（以下「特例団体」という。）をいう。

(特例団体の認定)

第4条 特例団体として認定を受けようとする団体の代表者は、特例団体認定申出書

(様式第1号)に活動計画書(様式第2号)を添えて、公民館長を経て教育委員会に提出しなければならない。この場合において、公民館長は、当該認定に対する意見を付さなければならない。

2 教育委員会は、前項に規定する団体が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該団体を特例団体として認定するものとする。

(1) 活動内容が公民館の設置目的に応じたものであること。

(2) 原則5人以上で構成され、構成員の過半数が市内に在住し、在勤し、又は在学している者であること。

(3) 原則主たる活動の場所が市内にあること。

(4) 18才未満の者によって組織される団体については、成人の育成者又は指導者がいること。

(5) 自主的に運営されていること。

(6) 福祉、社会教育、教育、保育その他の不特定多数の者の利益を目的として活動していること。

3 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、第1項に規定する団体が次の各号のいずれかに該当する活動を行っているとは認められるときは、特例団体として認定しない。

(1) 営利を目的とした事業又はこれに類する行為

(2) 特定の政党その他政治団体の利害に関する活動

(3) 公の選挙に関し、特定の候補者を支持し、又はこれに反対する等の政治活動

(4) 特定の宗教を支持し、若しくは特定の教派、宗派等を支援し、又はこれらに反対する等の宗教活動

(5) その他公序良俗に反する行為

(認定の取消し)

第5条 教育委員会は、特例団体が前条第3項各号のいずれかの活動を行っているとは認めるときその他教育委員会において特に必要があると認めるときは、認定を取り消すことができる。

(活動計画書の提出)

第6条 特例団体は、毎年度、活動計画書を公民館長に提出しなければならない。

附 則

この内規は、決定の日から施行する。